

壱岐市建築物等木材利用促進基本方針

平成 26 年 2 月 7 日策定

一部改正 令和 4 年 12 月 1 日

第 1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進の意義と効果、木材の利用促進に向けた具体的な取り組み、市が整備する公共建築物における県産木材利用の目標、その他県産木材の利用を推進する上で必要な事項を定める。

第 2 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する機能の持続的発揮や農山村をはじめとする地域経済の活性化に資するものである。

また、木材利用を促進することにより、森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られ、脱炭素社会の実現に資するものである。

第 3 木材の利用促進に向けた具体的な取り組み

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその推進を図る。

- 1 建築物の構造は、市内業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法についても木造化の検討を行い、内外装の木質化も併せて検討する。
- 2 建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類についても木製品の導入を検討する。
- 3 木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し導入を検討する。

第 4 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

次に掲げる目標に沿って木材の利用促進を図るものとする。

- (1) 市は、整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き原則として木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するよう努める。
- (2) 市は、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については木質化を行う。木質化にあたっては、可能な限り県産木材を使用するよう努める。
- (3) 市は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木工事における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。
- (4) 市が補助する公共建築物の整備及び公共土木工事等については、事業主体の理解を求め、可能な限り(1)から(3)に準じた木材が使用されるよう配慮するものとする。

第5 その他県産木材の利用を推進する上で必要な事項

1 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保

公共建築物における木材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明らかな木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要があるため、市は林業従事者(素材生産者)、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

2 県産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

附 則

この基本方針は令和4年12月1日から施行する。